録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣は、同表の第三欄に掲げる者とし、同号の特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものは、同表の第四欄に掲げる情報とする。

情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
一　厚生労働大臣	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法に関する保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの	法務大臣	市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の地方税（同法第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下この条において同じ。）に関する法律においてお基づく条例の規定により算定した税額の基礎となる事項に関する情報（以下この条において「地方税関係情報」という。）又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって次条で定めるもの	戸籍関係情報であって次条で定めるもの
		厚生労働大臣	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会をいう。この条において同じ。）	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）又は地方公務員等共済組合法の年金である給付の支給に関する情報（以下この条において「年金給付関係情報」という。）であって次条で定めるもの	雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による給付の支給に関する情報（以下この条において「失業等給付関係情報」という。）であって次条で定めるもの
二　全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	医療保険者（医療保険各法（健康保険法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下この条において「医療保険給付関係情報」という。）であって第四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第四条で定めるもの	年金給付関係情報、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成二十六年法律第百八十号）第十条第一項に規定する特別障害給付金の支給に関する情報（以下この条において「特別障害給付金関係情報」という。）であって第四条で定めるもの
		法務大臣	健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令によりこれらの規定による給付の支給を行うこととされている者	健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令によりこれらの規定による給付の支給に関する情報であって第四条で定めるもの	年金給付関係情報、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第百八十条第一項に規定する特別障害給付金の支給に関する情報（以下この条において「特別障害給付金関係情報」という。）であって第四条で定めるもの
		市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	地方税関係情報又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の実施若しくは地域支援事業の実施に関し必要な情報（以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。）であって第四条で定めるもの	年金給付関係情報、障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第百八十条第一項に規定する特別障害給付金の支給に関する情報（以下この条において「特別障害給付金関係情報」という。）であって第四条で定めるもの